【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月28日
【会社名】	ＫＤＤＩ株式会社
【英訳名】	KDDI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田中 孝司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目３番２号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	(03)6678-0712
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 経営管理本部長 髙木 憲一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成23年11月28日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づき提出するものであります。

２【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

KDDI株式会社2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ｉ）発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.5%（各本社債の額面金額 1,000万円）

（ii）発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の103%

（iii）発行価額（払込金額）の総額

1,909億5,000万円及び下記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の払込金額合計額並びに代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の払込金額合計額を合計した額

（iv）券面額の総額

1,900億円及び下記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（ｖ）利率

本社債には利息を付さない。

（vi）償還期限

2015年12月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

（vii）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(ix)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（viii）本新株予約権の総数

19,000個及び下記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

（ix）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ハ記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回らないものとする。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、一定の剰余金の配当又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（x）本新株予約権の行使期間

2011年12月28日から2015年11月30日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで（行使請求受付場所現地時間）（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2015年11月30日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

但し、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第１項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下「その他の株主確定日」という。）の東京における２営業日前の日から当該基準日又は当該その他の株主確定日（基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における３営業日前から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。当社が定款で定める日以外の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における２営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

（xｉ）本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

（ⅹii）本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

（ⅹiii）本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（ⅹiv）本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ハ 発行方法

Daiwa Capital Markets Europe Limitedを主幹事引受会社兼単独ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前８時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2011年12月６日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額100億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

ニ 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited（主幹事引受会社兼単独ブックランナー）
その他の引受人は未定

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（ⅰ）手取金の総額

(1) 払込金額の総額の上限
2,010億円

(2) 発行諸費用の概算額の上限
１億3,000万円

(3) 差引手取概算額の上限
2,008億7,000万円

（注） 払込金額の総額の上限、発行諸費用の概算額の上限及び差引手取概算額の上限は、上記ハ記載の追加的に本新株予約権付社債を買い取る幹事引受会社の権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。

（ii）使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の新規発行による手取金（上記ハ記載の幹事引受会社の権利の行使分を含む。）は、その全額を2011年12月末までに自己株式取得資金に充当する予定である。自己株式取得に関しては、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を2,500億円、取得期間を平成23年11月29日から平成23年12月30日までとする自己株式取得枠の設定を決議している。

ト 新規発行年月日

2011年12月14日

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ 平成23年９月30日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数　4,484,818株

資本金の額　　141,851百万円

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以 上